

告示第484号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年12月5日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 因島モール
所在地 尾道市因島田熊町字扇新開1141番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行
住所 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
名称 株式会社ユーホー 代表取締役 佐藤 哲士
住所 広島県福山市多治米町六丁目3番5号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年8月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,579㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
456台
 - (2) 駐輪場の収容台数
147台
 - (3) 荷さばき施設の面積
221㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
48㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
下表のとおり

株式会社ハローズ	24時間
その他の小売業者	午前8時00分から午後10時00分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
下表のとおり

駐車場No.1	24時間
駐車場No.2	午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

下表のとおり

駐車場No. 1	2 場所
駐車場No. 2	2 場所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

下表のとおり

株式会社ハローズ	24 時間
その他の小売業者	午前6時00分から午後10時00分まで

7 届出年月日

平成24年11月30日

8 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）

尾道市役所因島総合支所しまおこし課（尾道市因島土生町7番地4）

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

平成24年12月5日から平成25年4月4日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

10 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成25年4月4日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課